

住宅・建設関係団体 ご担当者様

国土交通省住宅局住宅生産課

認定長期優良住宅、認定低炭素住宅及び性能向上計画認定住宅における省エネ性能の認定基準の変更に伴う
こどもみらい住宅支援事業の補助額の取扱いについて

平素より住宅行政の推進にご協力をいただき、誠に有難うございます。

10月1日より認定長期優良住宅、認定低炭素住宅及び性能向上計画認定住宅の認定基準が変更されます。

これに伴うこどもみらい住宅支援事業における補助額の取り扱いは、以下のとおりです。

記

1. 2022年10月1日以降に新基準で認定された住宅の取扱い

2022年10月1日以降に認定を申請し新基準で認定を受けた認定長期優良住宅、認定低炭素住宅及び性能向上計画認定住宅については、強化外皮基準に適合し、再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量が削減される性能を有するものになることから、本事業においては補助額100万円の対象として取り扱います。

2. 交付申請等マニュアルの更新のお知らせ

上記1にともない、本事業の交付申請等マニュアルを更新しております。申請の際は、交付申請等マニュアルをご確認の上、手続きをしていただきますようお願いいたします。

最新の交付申請等マニュアルは、こどもみらい住宅支援事業公式ホームページをご確認ください。

(URL) <https://kodomo-mirai.mlit.go.jp/document-download/>

《本事務連絡に関するお問い合わせ先》

国土交通省住宅局住宅生産課

電話：03-5253-8111（代表）、03-5253-8510（夜間直通）

担当：住宅ストック活用・リフォーム推進官 松本 潤朗（内線39463）

課長補佐 八木 正雄（内線39428）

係長 水落 裕樹（内線39471）

＜こどもみらい住宅支援事業に関するお問い合わせ先＞

こどもみらい住宅支援事業事務局 お問い合わせ窓口

電話：0570-033-522（IP電話等からの問い合わせは042-204-0994）

受付時間：9:00～17:00（土、日、祝日を含む。）